

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第413回) について

### 1 水道水の測定予定

市内の水道水の放射性物質の測定につきましては、国の通知に基づき、平成28年度から3箇月に1回の測定頻度で実施しています。

・次回測定日(予定) 令和6年1月10日、17日、24日、31日に実施予定です。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和5年12月6日(水)、12日(火)
- (2) 測定年月日 令和5年12月6日(水)、7日(木)、13日(水)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

#### ○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射性物質 汚染対処特 措法に基づ く基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出	不検出	不検出	8,000
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	新田浄水場(築館)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)	不検出	不検出	不検出	
三迫川 伏流水・地下水	桐木沢浄水場(栗駒)	不検出	不検出	不検出	

- (注) 1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。  
 2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。  
 3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第414回) について

### 1 水道水の測定結果

全ての検体において基準値(10Bq/kg)を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

- (1) 採取年月日 令和6年1月10日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月10日(水)、11日(木)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の管理目標値(食品衛生法に基づく飲料水の基準値)
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)			
深井戸	畑浄水場(金成)			
深井戸	金流浄水場(金成)			
深井戸	新清水浄水場(金成)			
深井戸	赤児浄水場(金成)			

(注)「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

基準値…平成24年4月1日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年1月10日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月10日(水)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)		
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出

(注)1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。

2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第415回) について

### 1 水道水の測定結果

市内3箇所の浄水場と宮城県大崎広域水道(高清水・瀬峰)の水道水について、放射性物質の測定を実施したところ、放射性セシウムは不検出でした。

- (1) 採取年月日 令和6年1月17日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月17日(水)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の管理目標値(食品衛生法に基づく飲料水の基準値)
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
鳴瀬川 表流水	大崎広域水道 麓山浄水場 高清水系統			
鳴瀬川 表流水	大崎広域水道 麓山浄水場 瀬峰系統			
迫川 表流水	新田浄水場(築館)			
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)			

### 2 浄水発生土の測定結果

水道水の測定にあわせて、市内3箇所の浄水場の浄水発生土について放射性物質の測定を実施したところ放射性セシウムは不検出でした。

(注) 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等を含みます。浄水発生土は屋外で天日乾燥され、減量・減容化し、最終処分場での埋立処分やセメント、建設再生土等に再利用処理されています。

- (1) 採取年月日 令和6年1月17日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月17日(水)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

## ○放射性セシウム

(単位：Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射線物質汚染対処特措法に基づく基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出	不検出	不検出	8,000
迫川 表流水	新田浄水場(築館)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)	不検出	不検出	不検出	

## (5) 今後の対応

平成23年6月16日付け厚生労働省通知の「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について(平成23年12月28日一部変更)」で示された埋立処分を目安である「放射性セシウム8,000Bq/kg」を大きく下回りました。浄水発生土を再利用する場合、他の原材料との混合・希釈等を考慮し、市場に流通する前にクリアランスレベル(※)以下となる場合は再利用が可能となります。

これまで、市では浄水発生土を産業廃棄物処理業者1社に搬出し、建設再生土として処理していますが、今回の測定結果に基づき、受入業者と協議の上、適切に処理・処分しております。

※原子炉等規制法に定めるコンクリート等のクリアランスレベルは100Bq/kg

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第416回) について

### 1 水道水の測定結果

全ての検体において基準値(10Bq/kg)を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

- (1) 採取年月日 令和6年1月24日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月24日(水)、25日(木)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の管理目標値(食品衛生法に基づく飲料水の基準値)
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
深井戸	不動西浄水場(一迫)			
湧水	温湯浄水場(花山)			
湧水	越戸浄水場(花山)			
湧水	山内浄水場(花山)			
湧水	花山沢浄水場(花山)			
湧水	金沢浄水場(花山)			

(注)「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

基準値…平成24年4月1日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年1月24日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月24日(水)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射性物質汚染対処特措法に基づく基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出	不検出	不検出	8,000

(注)1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。

2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第417回) について

### 1 水道水の測定結果

全ての検体において基準値(10Bq/kg)を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

- (1) 採取年月日 令和6年1月31日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月31日(水)、2月1日(木)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の管理目標値(食品衛生法に基づく飲料水の基準値)
三迫川伏流水・地下水	桐木沢浄水場(栗駒)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
栗駒ダム表流水	上田浄水場(栗駒)			
湧水	荒砥沢浄水場(栗駒)			
深井戸	耕英浄水場(栗駒)			
湧水	大笹浄水場(花山)			

(注)「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

基準値…平成24年4月1日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年1月31日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年1月31日(水)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射性物質汚染対処特措法に基づく基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
三迫川伏流水・地下水	桐木沢浄水場(栗駒)	不検出	不検出	不検出	8,000

(注)1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。

2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第418回) について

### 1 水道水の測定予定

市内の水道水の放射性物質の測定につきましては、国の通知に基づき、平成28年度から3箇月に1回の測定頻度で実施しています。

- ・次回測定日(予定) 令和6年4月に実施予定です。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年2月13日(火)
- (2) 測定年月日 令和6年2月14日(水)、15日(木)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

#### ○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射性物質 汚染対処特 措法に基づ く基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出	不検出	不検出	8,000
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	新田浄水場(築館)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)	不検出	不検出	不検出	
三迫川 伏流水・地下水	桐木沢浄水場(栗駒)	不検出	不検出	不検出	

- (注) 1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。
- 2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。
- 3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第419回) について

### 1 水道水の測定予定

市内の水道水の放射性物質の測定につきましては、国の通知に基づき、平成28年度から3箇月に1回の測定頻度で実施しています。

- ・次回測定日(予定) 令和6年4月に実施予定です。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年3月13日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年3月13日(水)、14日(木)
- (3) 測定分析機関 (一財)宮城県公衆衛生協会
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

#### ○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射性物質 汚染対処特 措法に基づ く基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出	不検出	不検出	8,000
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	新田浄水場(築館)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)	不検出	不検出	不検出	
三迫川 伏流水・地下水	桐木沢浄水場(栗駒)	不検出	不検出	不検出	

- (注) 1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。
- 2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。
- 3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。



## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第420回) について

### 1 水道水の測定結果

全ての検体において基準値(10Bq/kg)を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

- (1) 採取年月日 令和6年4月3日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年4月4日(木)
- (3) 測定分析機関 日本環境科学株式会社
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の管理目標値(食品衛生法に基づく飲料水の基準値)
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)			
深井戸	畑浄水場(金成)			
深井戸	金流浄水場(金成)			
深井戸	新清水浄水場(金成)			
深井戸	赤見浄水場(金成)			

(注)「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

基準値…平成24年4月1日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

### 2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年4月3日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年4月4日(木)
- (3) 測定分析機関 日本環境科学株式会社
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)		
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計
三迫川 表流水	沢辺浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出
迫川 表流水	姉齒浄水場(金成)	不検出	不検出	不検出

(注)1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。

2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。

## 水道水等の放射性物質の測定結果報告(第421回) について

### 1 水道水の測定結果

市内3箇所の浄水場と宮城県大崎広域水道(高清水・瀬峰)の水道水について、放射性物質の測定を実施したところ、放射性セシウムは不検出でした。

- (1) 採取年月日 令和6年4月10日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年4月11日(木)
- (3) 測定分析機関 日本環境科学株式会社
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の 管理目標 値(食品 衛生法に 基づく飲 料水の基 準値)
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
鳴瀬川 表流水	大崎広域水道 麓山浄水場 高清水系統			
鳴瀬川 表流水	大崎広域水道 麓山浄水場 瀬峰系統			
迫川 表流水	新田浄水場(築館)			
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)			

### 2 浄水発生土の測定結果

水道水の測定にあわせて、市内3箇所の浄水場の浄水発生土について放射性物質の測定を実施したところ放射性セシウムは不検出でした。

(注) 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等を含みます。浄水発生土は屋外で天日乾燥され、減量・減容化し、最終処分場での埋立処分やセメント、建設再生土等に再利用処理されています。

- (1) 採取年月日 令和6年4月10日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年4月11日(木)
- (3) 測定分析機関 日本環境科学株式会社
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

## ○放射性セシウム

(単位：Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射線物質汚染対処特措法に基づく基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	新山浄水場(若柳)	不検出	不検出	不検出	8,000
迫川 表流水	新田浄水場(築館)	不検出	不検出	不検出	
迫川 表流水	御駒堂浄水場(志波姫)	不検出	不検出	不検出	

## (5) 今後の対応

平成23年6月16日付け厚生労働省通知の「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について(平成23年12月28日一部変更)」で示された埋立処分を目安である「放射性セシウム8,000Bq/kg」を大きく下回りました。浄水発生土を再利用する場合、他の原材料との混合・希釈等を考慮し、市場に流通する前にクリアランスレベル(※)以下となる場合は再利用が可能となります。

これまで、市では浄水発生土を産業廃棄物処理業者1社に搬出し、建設再生土として処理していますが、今回の測定結果に基づき、受入業者と協議の上、適切に処理・処分しております。

※原子炉等規制法に定めるコンクリート等のクリアランスレベルは100Bq/kg